

# 令和4年第2回定例会会議録

令和4年11月11日

柏羽藤環境事業組合

令和4年柏羽藤環境事業組合議会  
第2回定例会議事日程

令和4年11月11日  
午後1時30分開議

- 日程第1 議員の異動報告について
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議長の辞職許可について
- 日程第6 議長の選挙について
- 日程第7 副議長の辞職許可について
- 日程第8 副議長の選挙について
- 日程第9 報告第3号 令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計継続費精算報告書  
について
- 日程第10 報告第4号 令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第11 議案第7号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整備に関する条例について
- 日程第12 議案第8号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 請願第1号 「クリーンピア21」の存続を求める請願書について

13時30分～15時35分

出席議員

1番 國下 尊央 君	2番 河井 計実 君	3番 大坪 正尚 君
4番 百谷 孝浩 君	5番 榊田 和之 君	6番 江村 淳 君
7番 瀬川 覚 君	8番 片山 敬子 君	9番 通堂 義弘 君
10番 田仲 基一 君	11番 大木 留美 君	12番 乾 一 君
13番 岡本 光 君	14番 花川 雅昭 君	15番 鶴田 将良 君

説明の為、出席した者の職氏名

管理者 山入端 創 副管理者 富宅 正浩 副管理者 岡田 一樹  
会計管理者 田中 安紀 事務局長 八幡 公一郎 事務局次長 門谷 陽介  
総務課長 岸 靖久 クリーンセンター所長 吉川 博  
芝山衛生センター所長 石井 基悦

事務局出席者

端山 雅之

会議録署名議員

4番 百谷 孝浩 君 5番 榊田 和之 君

議長（乾一君）

ただ今から令和4年柏羽藤環境事業組合議会第2回定例会を開会いたします。定例会の開会にあたり管理者よりご挨拶をお受けします。

山入端管理者。

管理者（山入端創君）

皆さんこんにちは。本日、令和4年の第2回定例会を開催をさせていただき誠にありがとうございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。組合議員各位並びに理事者各位には、公私何かとご多用のところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

現在、コロナ禍が依然として収束をしておらず、当組合といたしましても、市民の方々の生活基盤であります、環境事業を滞ることなく推進していけるよう努力して参りますので、引き続き組合議員各位の格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

本定例会に提出しております案件は令和3年度一般会計継続費精算報告書の報告、令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定、条例の整備に関する案件、監査委員の選任同意についてでございます。どうぞご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

それでは簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

議長（乾一君）

日程第1、議員の異動報告について、事務局長に報告させます。

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。それではご報告申し上げます。提出資料及び議案書の1ページをお願いいたします。羽曳野市議会の役員改選に伴いまして、本組合議会議員に異動がございましたので、報告申し上げます。新たに組合議員となられましたのは、花川雅昭議員でございます。退任されましたのは金銅宏親議員でございます。

選出の年月日は、令和4年10月5日でございます。以上でございます。

議長（乾一君）

日程第2、議席の指定をおこないます。

今回、羽曳野市の議会役員改選に伴いまして羽曳野市選出議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

大坪正尚議員は3番、百谷孝浩議員は4番、通堂義弘議員は9番、田仲基一議員は10番、花川雅昭議員は14番といたします。

日程第3、会議録署名議員の指名をおこないます。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において、4番、百谷孝浩議員及び5番、柳田和之議員を指名いたします。

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（乾一君）

ご異議なしと認めます。

よって今期定例会は、本日一日間と決定いたしました。

議事進行の都合上副議長の岡本議員と交代いたします。

副議長（岡本光君）

それでは議事進行の都合上、交代いたしまして、議事を進めさせていただきます。

日程第5、議長の辞職許可を議題といたします。

乾一議員の除斥を求めます。

(除 斥)

副議長（岡本光君）

乾一議員から議長の辞職願いが提出されております。

よって議長辞職の件を議題といたします。まず、その辞職願いを事務局に朗読させます。

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。読み上げさせていただきます。辞職願、私儀今般一身上の都合により、柏羽藤環境事業組合議会議長の職を辞したいので、議会の許可が得られますようお取り計らい願います。令和4年10月28日、柏羽藤環境事業組合議会議長岡本光様。柏羽藤環境事業組合議会議長乾一。以上でございます。

副議長（岡本光君）

お諮りいたします。

乾一議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

副議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よって乾一議員の議長の辞職を許可することに決しました。

乾一議員の除斥を解きます。  
ただ今から議長を辞職されました乾一議員から皆様へ退任のご挨拶がございます。

乾議員どうぞ。

乾一君

ただ今退任いたしました乾でございます。議長就任の間は皆様に色々お世話になり、またご指導いただきましたことを心からお礼申し上げます。また新たに議長、副議長、そして監査と選任される皆様にも今後とも環境事業組合の発展にご尽力賜りますよう、管理者共々よろしくお願い申し上げまして、本当に皆様お世話になりました。ありがとうございました。

副議長（岡本光君）

乾一議員、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。  
それでは続きまして、日程第6、議長の選挙をおこないます。  
暫時休憩といたします。

（休 憩） 13：36

（再 開） 13：38

副議長（岡本光君）

では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6、議長の選挙をおこないます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名  
推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

副議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によるものと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長から指名をさせていただきたいと思いま  
す。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

副議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よって副議長において指名することに決しました。議長に私、岡本光を指名  
いたします。

お諮りいたします。

ただ今、副議長において指名いたしました岡本光を議長の当選人として定め  
ることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

副議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よってただ今指名いたしました岡本が議長に当選いたしました。

すいませんこんな形になりまして、引き続き議事運営並びに皆様ご協力、ご指導よろしくお願いいたします。

それでは議事を進めさせていただきます。

日程第7、副議長の辞職許可の件は、先に決定した議長の選挙と同一事件と認め、議事日程から削除することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(岡本光君)

ご異議なしと認めます。

よって、日程から削除することに決しました。

日程第8、副議長の選挙をおこないます。

暫時休憩といたします。

(休憩) 13:39

(再開) 13:42

議長(岡本光君)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8、副議長の選挙をおこないます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によるものと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長から指名をさせていただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。副議長に百谷孝浩議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました百谷孝浩議員を副議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よってただ今指名いたしました百谷孝浩議員が副議長に当選されました。

百谷孝浩副議長に就任のご挨拶を頂戴いたします。

副議長（百谷孝浩君）

改めて副議長という重役に仰せつかることになりました百谷でございます。本当に改めてですけれども、重要な役職ということで、この環境事業組合議会ということで議会運営並びに議会に携わることで、皆様のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。この環境事業組合議会ということで、私一人ではもちろん運営することは出来ないことですので、改めて今後とも皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます、一言のご挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本光君）

それではこれより、議案の審議に入る訳であります、その前にお願いと確認をさせていただきます。

議案にかかわる質疑の回数は、会議規則第53条の規定により2回となっておりますので、質問、再質問、以降は意見要望としていただき発言は3回までで終わられるよう、よろしくお願いいたします。

日程第9、報告第3号、令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

岸総務課長。

総務課長（岸靖久君）

はい。それでは、報告第3号についてご説明申し上げます。議案書の7ページをお願いいたします。

報告第3号、令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計継続費精算報告書について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。令和4年11月11日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

次のページをお願いいたします。款3衛生費、項1清掃費、事業名は主要盤更新工事事業でございます。継続年度は令和2年度から令和3年度の2カ年でございます。年度ごとの説明は省略させていただきます、2カ年の総額についてご説明申し上げます。

継続費の予算総額は、1億538万円でございます。財源内訳といたしまして地方債が7,900万円、一般財源といたしまして2,638万円でございます。支出済額も予算総額、地方債、一般財源とも同額となっております。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。どうかよろしく、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（岡本光君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よって報告第3号、令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計継続費精算報告書は原案どおり承認することに決しました。

次に日程第10、報告第4号、令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

田中会計管理者。

会計管理者（田中安紀君）

はい。ただいま上程いただきました、報告第4号、令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。決算書の1ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付すものでございます。令和4年11月11日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

先ず、歳入歳出決算書に掲載しています実質収支に関する調書に基づいて、ご説明いたします。なお、決算説明書の1ページに歳入歳出決算の概要がございますので、併せてご覧ください。それでは決算書の25ページをお願いいたします。

歳入総額は、27億1,180万4千円。この額は、前年度と比較しますと、プラス1億223万6千円、率にして、約3.9%増加しています。次に、歳出総額は、25億558万3千円。この額は前年度と比較しますと、マイナス4,155万8千円、率にして、約1.6%減少しています。歳入歳出差引残額は、2億622万1千円です。この歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源であります、繰越明許費繰越額9,863万円を差し引いた実質収支額は1億759万1千円で、黒字決算となっております。続きまして決算書の4ページ、5ページをお願いいたします。

歳入決算でございます。予算科目の款毎の収入済額について、ご説明いたします。

款1分担金及び負担金、21億4,036万6千円。款2使用料及び手数料、2億367万2,910円。款3財産収入、2,528円。款4繰入金、1,021万8千円。款5繰越金、6,242万6,660円。款6諸収入、7,021万7,778円。款7組合債、2億2,490万円。歳入合計といたしまして、予算現額27億628万7千円に対しまして、収入済額27億1,180万3,876円で、予算現額と収入済額との比較は、プラス551万6,876円となっております。続きまして決算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

議長（岡本光君）

会計管理者、座ってもらって結構ですから長いようでしたら。

会計管理者（田中安紀君）

それでは着座にて失礼いたします。続きまして決算書の6ページ、7ページ

をお願いいたします。

歳出決算でございます。予算科目の款毎の支出済額について、ご説明いたします。

款1 議会費、1 8 3 万 4, 3 5 9 円。款2 総務費、2 億 2, 7 2 8 万 1, 6 2 9 円。款3 衛生費、2 0 億 9, 6 2 7 万 3, 8 8 1 円。款4 公債費、1 億 4, 3 7 4 万 9 1 0 円。款5 諸支出金、3, 6 4 5 万 2, 6 7 8 円。款6 予備費、0 円。歳出合計といたしまして、予算現額 2 7 億 6 2 8 万 7 千円に対しまして、支出済額 2 5 億 5 5 8 万 3, 4 5 7 円で、予算現額と支出済額との比較は、2 億 7 0 万 3, 5 4 3 円となっています。歳入歳出差引残額は 2 億 6 2 2 万 4 1 9 円。翌年度に繰り越すべき財源といたしまして繰越明許費繰越額が 9, 8 6 3 万円。このため翌年度繰越額といたしまして 1 億 7 5 9 万 4 1 9 円となっております。

以上、令和 3 年度柏羽藤環境事業組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。事項別明細書、関係調書及び決算説明書、並びに監査意見書を添付しておりますので、ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。説明は以上でございます。

議長（岡本光君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

瀬川議員。

瀬川覚君

それでは報告第 4 号、令和 3 年度柏羽藤環境事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について 4 点お尋ねいたします。

まず 1 点目につきましては決算審査意見書 2 7 ページから 2 9 ページにかけてなんですけれども、職員数などについて示されております。まあこの令和 3 年度、この決算年度の職員数についても書かれているんですが、改めてあの前年度と比較してどのように推移したかについてお聞かせください。

2 点目です。この令和 3 年度決算年度はですね、まあそれまでは全く議論すらしてこなかったクリーンピア 2 1 の存廃について、1 1 月の改選後の初めての組合議会で、初めて正式に提起され、翌年令和 4 年の 2 月の組合議会で閉閉

屋根改修工事費用が計上されていない、令和4年度予算が可決されることによって、事実上令和4年度末の廃止が組合議会で承認された年となっております。その間ですね3カ月と少ししかなく、余りにも短い期間で市民の意見を聞くことを、きちんとね聞くことも無かったと言わなければなりません。そこでお尋ねするんですが、令和3年11月の組合議会の全員協議会の場で提起されるまで、この令和3年度決算年度にですね、クリーンピア21の廃止、存続に係る議論、調査を管理者又は事務局の中でどのように進めてこられたのか、令和4年度中に開閉屋根の工事をしなければ、令和5年度以降は安全上運用は難しいとされたまあ検査や調査、また工事費用などの見積り、また資料作成など、まあ決算に明確に出ているもの明確に出ていないもの、まあ色々あるでしょうけれどもお金を使ってきたことには変わりありません。検討を進めてこられたものも確かですので、その経緯、経過を含み改めてお聞かせいただきたいと思えます。

3点目はですね。併せて結構なんですけど、これがそういったことがね決算の中にどのように表れているのかについてお聞かせいただけたらと思えます。まあ例えば具体的に言いますと、決算書14ページ、15ページの余熱利用施設運営管理費、委託料の開閉屋根保守点検業務委託料が出ていますが、まあこの業務の中で4月、6月の間ですね、開閉屋根工事を令和4年度に行わないと5年度以降は安全上厳しいというような指摘を受けた業務だという風には、既に議会の中でもお聞きしている所だと思えます。経過と併せて決算の中にどのように表れているのかについて、お聞かせいただければと思えます。

そして4点目なんですけれども、決算説明書がありますが15ページになります。まあこちらの方ですね平成29年度から令和3年度までの余熱利用施設歳出一覧表というものがございます。この中にはまあ需用費などで、そうですね修繕料なども含まれておりますし、また工事請負費として元年度、2年度にまあこういった工事がされております。これはもちろんこれまでの組合議会の中で議論、又は承認されてきております屋根のね防水工事等々が入っているということは承知しております。何をこの表から聞きたいかと申し上げますと、開閉屋根のね工事についても色々と計画的にやられて、考えてこられているはずなんですけど、先程ありました保守点検業務は毎年行われておりますから、開閉屋根についても更新時期がかなり近づいているというのは、毎年のように言われてきたはずなんですよね、まあそういったことも含めて、どのようにこの間してこられたのかについてお聞かせいただきたいと思えます。最初の質問4点よろしくお願ひいたします。

乾一君

議長。これは令和3年度の認定の決算でね、具体的な数字も出さずに質問はちょっとおかしいのところがいます。もうちょっと具体的にやってもらわなくては、この決算の認定は我々も出来ませんよ。

議長（岡本光君）

こちらで答えられる分だけ答えますのでよろしくお願いします。

乾一君

それで良いと思います。

議長（岡本光君）

はい。八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

それでは冒頭にお尋ねのありました、決算審査意見書の27ページの職員数のことについてお尋ねいただいたのが1点目であったかと存じます。これにつきましては前年度からの推移ということでお尋ねでございましたので、性質別と言いますか種類別にお答えさせていただきます。先ず職員数につきましては令和2年度から令和3年度に51人から55人ということで、プラスの4人ということでございます。次に再任用職員でございますが、再任用職員は令和2年度から令和3年度に18人から15人ということで、3名減でございます。そして会計年度任用職員、こちらにつきましては19人から20人ということで、プラス1名と合計全部合わせますと2名の増ということになっております。ちょっとよろしいですか。

議長（岡本光君）

はい。大丈夫ですよ。

事務局長（八幡公一郎君）

恐れ入ります。令和3年度で当初予算策定時の段階でクリーンピア21の開閉屋根の改修工事費につきましては、計上を見送ったものでございますので、令和3年度の決算に工事費は出てきておりません。開閉屋根の大規模改修工事の必要性については、まあ施工業者さんとのお話、報告等の中で聞いておりましたけれども、改修工事をしなければ令和5年度以降の使用が危険であるということを具体的に指摘されたのは、令和3年度の初旬でございましたので、丁度今議員がおっしゃった14ページ、15ページに載っております開閉屋根保守点検業務委託料、ここに挙がっております契約の範囲内のことでございます。

それとまあどういう順序でということ、計画したのかということでございますけれども、開閉屋根の大規模改修工事につきましては、今も申し上げましたように予算計上の先送りというようなことも確かにございました。ただ、過年度の話にはなりませんけれども、先程おっしゃったこの15ページですね、15ページの29年から3年度の間工事ということで申し上げますと、令和2年度に屋上の防水工事を行っております。まあこの時は開閉屋根のこともございましたけれども、電気設備、機械設備がある施設ですので漏電事故に繋がる懸念があったということ、それとまたフィットネスで入っておられる業者さんの資材、機材に被害が及ぶ懸念が非常に高かった為、施工が是非とも必要ということで、より緊急性の高いそちらの方を施工しております。同時に同年度に施工いたしました熱源用自立盤更新も同様で、施設の使用に必須の設備ですので緊急性が高いということで、そちらを施工したものでございます。ですので3年度につきましては先程も申し上げましたように、工事費として計上はございません。以上でございます。

議長（岡本光君）

瀬川議員。

瀬川覚君

はい。質問に答えていません。私は開閉屋根の工事費用について聞いているわけではありません。開閉屋根の保守点検業務委託料を具体的に数字を挙げて、決算書のページもちゃんと挙げて、ここにはこういうことが書かれてますが、そこで開閉屋根の工事について、令和4年度にそのやらなければ令和5年度以降は危ないよということが分かったと、同じようにそういった調査、検討してきた費用がどのように表れているのか、その経緯を併せてお答えください、お聞かせくださいと言っている訳ですから、それを聞かせていただかないと再質問が出来ないです。

議長（岡本光君）

いけますか、八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

先程の答弁の中で抜け落ちていた部分を補足させていただきますと、こういった補修費用の見積りというのは施工業者さんからいただいておりますので、無償見積でございますので、決算書にこういった形で見積り費用というのは載ってきてございません。

まあ強いて言えば資料等の作成、管理者会議にかかる資料等の作成、又は議員の皆さんに見ていただく資料等の作成につきましては、職員で行っておりますので、印刷物の費用とか、コピー代、作成にかかる人件費等は一般管理費の中に入っております。以上です。

議長（岡本光君）

分かりましたか、瀬川議員。

瀬川覚君

経緯については省略するという事でよろしいですか。ご答弁はいただけないということで。

議長（岡本光君）

はい。ここには載ってこないもので、載っている分をお願いいたします。再質問を。

瀬川覚君

いやあの載っていますよ資料作成していますでしょ。載っていますよね。

議長（岡本光君）

載ってないですかね。

瀬川覚君

いやこれお金かかってますよね。職員の自分のお金でやった訳ではないですよ。組合のお金でやった訳ですよ。当然出てきますよね。

議長（岡本光君）

ちょっと待ってください、どうぞ門谷事務局次長。

事務局次長（門谷陽介君）

はい。すいません、今瀬川先生おっしゃっているのは、それは当組合の八幡が申しあげましたように、一般管理費の中の需用費の中の印刷製本とか、紙でありましたら消耗品費に出ていると思います。

議長（岡本光君）

では再質問を瀬川議員。

瀬川覚君

それでは再質問します。ですからここに出ていないことを議論している訳ではないということを確認したかった訳です。それでは再質問させていただきます。

先ず1点目につきましては、まあ決算審査意見書の27ページではですね、令和4年度は10月採用予定の方が4名とありますね、まあそうあるんですが10月採用予定ということですので、現在どのような採用状況となっているのかについて、お聞かせいただければと思います。それが1点目の再質問となります。

2点目につきましてはですね、まあ経緯ということなんで経緯ということになると決算には額としては載ってこないということで、お答えをまあ拒否されたと受け止めますが、それでは一応ねこれまで明らかになっていることを基にして、要望と言うか管理者にお尋ねしたいという風に思います。

この決算年度、令和3年度につきましてはですね、これまでの議論でも明らかのように、この決算書に書かれてある保守点検業務委託料が出ておりますね、業務の中で実際に令和4年度開閉屋根を工事しなければ、令和5年度以降には安全性に問題があるということが出てきたということがありまして、6月議会終了後の管理者、副管理者の会議の中でそうした情報提供がされたということが、その間組合議会の中でもね明らかにされている所であります。

その後の経緯を考えますとね9月の27日に3者、管理者、副管理者の間でね、まあ協議をされて廃止の方向性について組合議会に諮ろうということを決められたということで、お聞きをしている所であります。そうなりますと羽曳野、柏原では改選をされていますから、市議選も行われて改選もされていますからどれだけ最短で考えても次の組合議会、11月の組合議会までこのことは組合議会議員にも正式には知らされていないと、正式な場では知らせてないという状況になるということ、そして3市市議会に最速でいっても12月議会になるということ、ところがその翌年の2月には令和4年度の工事をするかしないかの予算を決める議会となるということ、はっきりしているんですね。

ですから何故6月の時点でその情報提供を受けた時にですね、これは当時の組合議会議員の方々にもお知らせして、どういう風に市民に知らせるべきか、知らせないべきか、どうするべきかを情報提供して考えるべきじゃないかということ、まあ提案されても良かったと思うんです。その点についてどのように考えておられるのかについて山入端管理者にお尋ねいたします。これが2点目の再質問であります、質問はこれについては最後になりますね、再質問までですから。

3点目です。3点目については決算の中にまあ人件費若しくは、その一般管理費の中にですね、こういった資料の作成について表れているというご回答でした。そして見積りに関しては無償でね、これまでの色々な付き合いの中で、色々お話する中で、やっていただいているということでお聞きしました。ただですねこの10月にね3市の組合議会議員、新たに改選された議員の方含めてですね、資料提供された時の資料のね中で、このクリーンピア21の工事、修繕予測というものがあましてね、この表3の中で開閉屋根にかかる工事が、令和4年度3つ、令和5年度は1つ挙げられているんですね、それを全部合わせますと9,600万から9,700万というような金額にはなるんですけども、この工事の金額、書かれている工事の見積もりを行ったのは、令和3年度は行ったのはいつなのかということをお聞かせいただけますでしょうか。それが3点目の再質問になります。

それで4点目の再質問につきましてはですね、これも実は先程その令和3年度は見送ったという話をされたんですけどね、開閉屋根の工事をそのことを聞いているんじゃないんですよね。毎年のように保守点検業務をやっている訳で、更新時期は必ず来ると、近いということはその前も、前も、前の年も、前の年もあった訳なんです。

ところが私共組合議会の議会の場でも開閉屋根を、その令和4年度工事しないと5年度以降ですね危険だと知らされたのは、その11月の議会の前の10月位なんですよね。だからその令和3年度以前にもね、毎年保守点検業務はやってきた訳で、そういったことはやる前から近づいていることは知ってた訳でね。この存廃を議論したのは3年度ですから、それまでは当然続ける、続けられるなら続けることが前提としてやっていた訳なんです。だからこそ屋根の防水工事もした訳ですよね。屋根の防水工事もした訳なんです。2カ年に渡ってしていただいた訳なんです。その時にもやはりどういう風に改良工事をする、屋根工事をするんだということを検討されていたと思うんですよね。その時期すべきかとかですね、そういうのはどうされていたのかということをお聞かせいただきたいなど、この先程3点目でお聞きした見積りいつやったのかと併せてね、お答えいただいたら分かりやすいのと違うかなと思います。あの工事す

る予定もないのに見積り取らないでしょ。だからそういうことも含めて答えていただいたら良いんじゃないかなと思います。以上です。

議長（岡本光君）

はい。八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

先ずあの1点目、決算審査意見書の27ページについて、まあここには10月の採用予定であるという記載が、一番最下段の欄外の所に書いてございます。ただ今現在11月でございますけれども、これはあのこれ自体の作成が8月でございましたので、この作成時点では予定ということで記載をさせていただいております。今現在11月になりまして、実際この予定通りに10月に4名採用させていただくことが出来まして、ここに記載の通りの人数で職員数は推移してございます。まあ1点目については以上でございます。

議長（岡本光君）

2点目は、山入端管理者に。

管理者（山入端創君）

瀬川議員のご質問にお答えを申し上げます。令和3年6月の管理者会議での最初の説明がございました。そこでですね、また副管理者とも協議をする為に資料等の整理が必要でございましたので、そこでその資料整理を行うよう指示をいたしました。その後9月に管理者会議を再度行いまして、状況について取り纏め組合議員の皆様にご説明をさせていただくことが決定したという経緯でございます。以上です。

議長（岡本光君）

続いて、八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。経緯につきましては今山入端市長からございました。あの見積りですね、見積りにつきましては先程瀬川議員がおっしゃってございました、まあ先程も申し上げましたけれども、この15ページに載ってございます開閉屋根保守点検業務委託、こちらの契約相手方の方から見積書をいただいております。見積りいただきましたのは、令和2年度の予算作成のタイミングでございます。ただこの時は先程も申し上げましたように、より優先度の高い、緊急性の高い工事と重なりましたので、見送りとさせていただいております。

まあ3年度につきましては、これは何度も申し上げましたようにコロナ等でクリーンピアの開館、休館も繰り返し行ってございましたので、また市の財政難にコロナの影響が色濃く出だしてきたということでございまして、先送りになったのかなと、そういう経緯でなったのかなという風には考えております。ですので、そういった経緯の中で令和3年度の決算の中には、開閉屋根の工事が載っていないということでございますので、ご理解賜りたく存じます。

議長（岡本光君）

瀬川議員。

瀬川覚君

要望させていただきます。同じく決算審査意見書の中で見ますとですね、平成21年から平成30年までの間にですね、職員採用数は合計で11名なんですよね、この間83名いた職員が51名にまで32人減っております。再任用職員は20名から16名に4名減っており、まあ一方で嘱託職員が2名から21名に19人増えていると、まあそういったことになっているんですよね。

こうした実情の基、その翌年令和元年度からですね新たな採用を始めていただいております、令和元年度5名、2年度2名、3年度4名、先程のお話ですと今年度は4名と、この4年間で15名採用していただいているということ

になる訳です。ですので職員数は引き続きね、ぎりぎりの状態でやってきていただいている訳ですので、是非ですね安心、安全の施設運営の為にも技術的継承の為にもですね、引き続きまあ確かな人事計画と言いますか、採用計画をもって臨んでいただきますよう強く要望いたします。

2点目に関しては資料作成が必要だったと、精査する為に資料作成が必要だったということはまあその通りなんですけれどもね、その問題は時期なんですよ。ご指摘させていただきましてように9月を越えてしまうとですね、9月を越えると言うよりは9月に入ってしまうとですね、構成市のうち2市で市会議員選挙が行われてしまうんですよ、それから考えてもしですよ、その存廃について2年後にまで考えれると言うんであればですよ、つまり今年までね考えれると言うんであればね、まだそう議運になることをやっていけるんです。そうじゃなくて令和3年度この決算年度の2月に事実上決まってしまうんですよね。それを考えるならばそういう正に情報として、令和4年度開閉屋根の工事をしないと5年度以降は厳しいという情報、その1点のみでもね知らせる義務があったんじゃないかというのが、まあ組合議会議員としてもね、或いは3市市民の声を議会に反映させられる必要、その責務を持てる議員としてもね感じざるを得ないですね。ですからそのあたりのことを是非、今後の運営についても考えていただきたいということを強くこれは申し述べておきたいという風に思います。

3点目についてはちょっと分かりにくかったんですが、すいません前回答えてましたねそういえばね、令和2年度の予算作成時ってことですよ。ですから令和2年度の予算作成時、正にその開閉屋根工事プラスその熱源の必要な工事が更にあったという時に、更にプラスして開閉屋根という訳にはいかないだろうということで、ですから正確に言うと言うか、分かりやすく言うと令和元年度に見積りをしてたということですよ。令和2年度予算作成時ですから令和元年度には見積りしてたということだと思います。

それと4点目の答えとまあ同じことなんです、併せて考えますとですねやはり開閉屋根の工事というのは、すべき時にするということをやったこなかった、またその点について議会としても、きちっとチェックが出来ていなかったことにその責任があるんであって、市民には全く責任が無いということ言わなければならないし、そもそも令和3年度以前の段階まではやって、ちゃんとクリーンピア2.1を続けるということを前提にして、色々計画を立てていたことを考えますとね、しっかりともう工事をするという判断をすべきだということ強く指摘しておきたいと思います。以上です。

議長（岡本光君）

他に質疑はございませんか。

江村議員。

江村淳君

私からは同じ決算の審査ですが、款3衛生費、目2ごみ処理費の中で21ページですね、14番の工事請負費があります。合計で2億1,052万1,850円とありますが、まあ工事の中身が6つですねあります。これについて質疑をいたします。この工事そのものはどのような工事だったのか、また計画的にされた工事なのかそれとも不測の事態、まあ機械の不具合ですとか緊急にされた工事なのか、その点についてお伺いします。

議長（岡本光君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

歳入歳出決算書の21ページでございます。ごみ処理費に係ります工事請負費の所に6件工事名及び金額が記載してございます。これについてどういう工事であったかということでございますので、1件ずつ説明させていただきます。

先ずごみクレーンバケット更新工事、これにつきましては焼却炉というのは、市内で集められましたごみをごみクレーンで掴んで焼却炉の中に投入して参ります。ですのでどうしてもごみクレーンというものが動かないと、焼却炉に全くごみを投入出来ないということになりますので、非常に施設の運転については重要な焼却炉の入口を司る機械でございます。このバケット、つまりごみを掴む部分が傷みが酷くて、部分補修ではもう対応出来ない状況になっておりましたので、バケットのユニットごと交換をさせていただいたものでございます。

非常用発電機盤更新工事。これにつきましてはごみの焼却工場でございますので、焼却炉が燃えております。非常に高温の設備でございますので、そういったものを冷却する為にボイラ設備というものを備えておまして、まあオー

バーヒートしないように常に水冷壁で守っている訳でございますが、万が一にも給電が止まりますと、その冷却が出来ない訳でございますから、当然焼却炉、機械設備については高温に傷めつけられるということになります。ですので最低限焼却炉を冷却するのに必要なポンプ類、そういったものを回せるようにということで、非常用の発電機というものを備えております。それにつきましてはこういった形で老朽化を迎えますと、更新せざるを得ない時期がございますので、この年度でやらせていただいたということでございます。

空気圧縮設備更新工事。これにつきましては空気圧縮機というのは名前の通り空気を圧縮する為の機械でございますが、当施設の場合圧縮空気を使いまして、遠方の機械の操作をすると、要するに電氣的なもの、それと空気の圧力でそういったもので遠方の機械を作動させたりしますので、これが空気圧がなくなりますと中央制御室から遠方の機械を、若しくはバルブそういったものですね、一切操作出来なくなるということでございますので、これにつきましてもいくつか空気圧縮機はあるんですが、順次古いものから交換をさせていただくと、まあそのうちの1つでございます。

純水装置設備更新工事、純水装置と言いますのはボイラというものは非常にデリケートな水管理が必要なものでございますので、ボイラ水には純水というものを使います。これは非常に純度の高い水のことでございますが、これの装置も経年劣化の傷みによりまして、性能を発揮するには更新が必要という時期を迎えましたので、ここの区分を更新させていただきました。

ごみ投入ホッパ更新工事。これは先程と説明が重なる部分がありますが、焼却炉の入口の部分をごみ投入ホッパと言います。先程のクレーンのバケットも更新が必要な時期でありましたと同じように、当然ごみを投入していく時にクレーンのバケットと衝突する部分でございますので、こちらの方も傷みが激しく焼却炉の入口でございますので、要でございますので更新をさせていただきました。

それと搬入券発券業務準備工事。まあこれにつきましては、従来柏原市役所、羽曳野市役所、藤井寺市役所で搬入証明書の発行をお願いしておるものでございますが、当センターに直接来られてもその業務が出来るようにということで、制度の変更を行わせていただきました。その準備に係る工事費を挙げさせていただき、工事をさせていただきました。その部分の決算額としてこちらに金額が挙がってございます。工事費につきましては以上でございます。

あと計画的にという所がちょっと抜け落ちておりましたすいません。それでこの計画的にということはどうかということですが、当然ながら焼却場の中に色んな機械がございますが、傷んでくるタイミングが全て同じという訳でもございませんし、当然同時に施工出来る機械と絶対同じ時期に施工出来な

い機械もございますので、そういったことも含めてそれとまた3市の財政状況も考えて、平準化ということも考えまして工事につきましては順序立ててお願いをしているということで、今回は全て予算化していただいた予算をつけていただいたものについて、順次させていただいたということでございます。この中で緊急的なものというのにはございません。全て当初予算から予定しておいたものでございます。以上でございます。

議長（岡本光君）

江村議員。

江村淳君

はい。再質問させていただきます。今局長の方から答弁がありました。まああの工事の中身については、先ずこの決算説明書の17ページを基に話されたのかなという風に思います。上がし尿の関係ですかね、その下の3つ目から下6つがこれにあたるのかなという風に思いますが、まあどれもやはりあのごみ焼却施設を更新し、長く使えるようにという為には必要な工事なのかなと、その為には計画的にやっていると、まあお金のことも考えながらですね財政負担をなるべくフラットに出来るように、平準化出来るようにということで、考えていただいているという風に感じました。

この工事のごみ処理施設の問題ですが、工事について注目したのはこの間やっぱりクリーンピアの存廃問題が出た時に、このごみ焼却施設とまあ将来的にはですね、ごみ焼却施設の土地とクリーンピアの土地とを入れ替えると、まあこれが一番有力な候補として挙がっているということをおっしゃっていただきました。その中で更新計画というものがクローズアップされてきたのかなという風に思います。

その中でやはりあの更新については、今のその同様の設備からいけばですね10年から15年と、まあ去年の段階では建設されてから30年という経過があるという風にお聞きしましたので、まあ45年から50年使えるとしたら、まあ10年から15年という風にお聞きしました。ですから、また計画的にされるという風に思います。やはり、これから後も計画的にされるという風に思いますが、今後の計画については、どのようになっているのかお聞かせください。

議長（岡本光君）

はい。八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

まああの工場の更新の時期については、現時点でこの時期ということを上昇することは出来ないんですけれども、まだ未定でございますので。ただ更新につきましては、やっぱりその前段で長寿命化計画というのを立てて、それを実行することで、出来るだけ今の施設を大事に使わせていただくということが前段にあると思います。

またその長寿命化計画に基づく基幹改良をする為には、地域計画の策定というものが必要となって参ります。そういう順序になってくるかなと思いますので、でするので出来るだけ早い時期にまあそういった地域計画の策定ということを着手させていただければ、それに基づいた長寿命化計画またその中で工場の更新時期というのが、はっきりしてくるのかなという風に現時点では考えております。以上でございます。

議長（岡本光君）

江村議員。

江村淳君

それでは最後に要望させていただきます。今局長からもありましたが、まあ今後の計画については計画的に更にやっていくと、まあ長寿命化計画やそれから更新の計画、まあそういう建て替えの計画をですね、進んでいくということですが、その前に地域計画を近々作るという発言がありました。これについてはやはりあの注目をしております。やはりあのクリーンピア21を閉館するという時にですね、1つはその暗黙の了解、まあ仮定の話としてごみ焼却施設とクリーンピアの土地を入れ替えるということがありましたが、そのごみ焼却施設

を建て替えるという計画がないまま、クリーンピア21を先行して廃止を決めるということになったという風に思います。まあこれから地域計画を決めるということですから、本当にこう計画、先がないまま何故クリーンピア21を閉館したのかという疑問が残ります。まだ最後にこれは要望になりますが、計画的にごみ焼却施設を更新していただいて、使えるものに、より良いものにねしていただくよう要望して終わります。

議長（岡本光君）

他に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

ここで討論はございませんか。

瀬川議員。

瀬川覚君

はい。そうしましたらあの報告第4号、令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。本決算年度はそれまで全く議題にも挙がっていなかった、クリーンピア21の存廃が議論され事実上決定された年度です。

市民、利用者の方々へ当然行うべき説明会なども開かれず、まあ組合議会議員にとっても、通常では考えられない短期間での判断を迫られたこととなります。クリーンピア21は本組合構成3市で長年に渡って運営し、市民の皆さんに愛されてきた施設です。その存廃をこのような形で決めてしまって良いはずがありません。以上討論といたします。

議長（岡本光君）

他にございませんか。

江村議員。

江村淳君

私は、令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計歳入歳出決算に、同じく不認定の立場から討論を行います。決算審議の中で余熱利用施設クリーンピア21の廃止に向かう重大な経過が含まれていたからです。クリーンピア21の保守点検業者から再三に渡って大規模改修の必要性が指摘されながら、また令和3年度の検査においても、これ以上工事の先延ばしは出来ないと指摘がされていたとのことでした。

しかし、令和3年度当初予算には大規模改修は計上されませんでした。その理由は決算説明書の15ページにもありますが、令和元年度と2年度に渡って約2,500万円かけて緊急に雨漏り工事を行ってきたと、また新型コロナの影響などによって9,600万円という大規模改修の計画を立てながらも、先送りしたということが先程の審議でも明らかになったと思います。

つまり令和3年度の初めには予算計上していなくても、大規模改修する方向性を持っていたということです。また先程私も質問しましたが、クリーンピア21の存廃問題が問われた令和3年度後半の議論を通じて、ごみ焼却施設の代替地の有力候補として、クリーンピアの場所があり、更新や建て替えの計画についてもクローズアップされてきましたが、まあ今後の計画が予定され、そして更新計画の前に地域計画が必要だということが言われました。この地域計画をこれから策定するということから、本当にごみ焼却施設の更新計画が、建て替え計画がないままクリーンピアを先行して廃止したということは明白です。令和3年度はこのような経過や予算の執行、決算審査を通じて問題が明確になったと思います。よって令和3年度柏羽藤環境事業組合の一般会計歳入歳出決算を不認定といたします。以上で討論を終わります。

議長（岡本光君）

他に討論はございませんか。

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。それでは起立により採決いたします。

本件を原案の通り認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者 起立)

議長（岡本光君）

はい。ありがとうございます。ご着席ください。

起立多数でございます。

よって報告第4号、令和3年度柏羽藤環境事業組合一般会計歳入歳出決算は原案どおり認定することに決しました。

次に日程第11、議案第7号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長。

事務局次長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程いただきました議案第7号についてご説明申し上げます。議案書の8ページをお願い申し上げます。

議案第7号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。令和4年11月11日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

今回の改正理由は、地方公務員法の一部改正により職員の定年が引き上げられることに伴う関係条例の改正等を行うものでございます。

まず最初に、私共、柏羽藤環境事業組合は、人事、給与関係につきましては、柏原市の条例を準用しておりますので、職員の定年等に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例、職員の退職手当に関する条例につきましては、柏原市の方で、既に改正されておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、改正内容については、職員の特殊勤務手当支給に関する条例、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については、条項ずれに伴う改正、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う文言整理と整備を行うものでございます。

また、職員の定年を令和5年度から令和13年度までの間に段階的に65歳に引き上げられる定年延長に伴い、現行の再任用職員制度が廃止となりますことから、職員の再任用に関する条例を廃止とするものでございます。

施行期日については、令和5年4月1日から施行するものでございます。尚、

11ページ以降に新旧対照表を添付してございます。ご参照の程よろしくお願  
い申し上げます。以上、簡単ではございますが、議案第7号の説明を終わらせ  
ていただきます。どうかよろしくご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い  
申し上げます。以上でございます。

議長（岡本光君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

江村議員。

江村淳君

地方公務員法の改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制  
定するというところで、質疑をいたします。この条例というのはまあ先程の説明  
にもありましたが、柏原市の条例が改正されたことによって、まあそこに準じ  
て改正するという風にお聞きをしました。そもそもは国の地方公務員法が改正  
されたことによって、この定年の年齢が60歳から65歳へとまあ延長される  
ということでした。私もこの9月の柏原市議会でその条例に関して、まあ柏原  
では3つ提案されておりましたが、質問も行いました。この中では定年の延長、  
定年年齢を延長するということと、60歳になれば管理職を辞任すること、役  
職定年となります。それから3つ目が月額給料が60歳時の7割に激減する  
と、まあこれを急激に減らないようにということで、配慮措置があるというこ  
となどがありました。

この3つのうちの1つが今回の提案になるのかなと思うんですが、審議の際  
に柏原市の中でもこの給与体系や職員の勤務条件、こうしたものが環境事業組  
合の職員にも影響を与える、慎重に議論すべきではないかという懸念がその時  
にもありました。そこでお聞きをいたします。今回の条例改正によって環境事  
業組合の職員への影響はどのようになると考えておられるのか、お聞かせくだ  
さい。

議長（岡本光君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。今回の改正につきましては、今議員おっしゃった通り柏原市の人事給与条例を、当組合の方でも準用させていただいております関係上、柏原市条例が改正されたことに伴いまして、私共の方も関係条例の改正をお願いを今回もしている訳でございます。ただまあこういった定年延長に際しまして、当然ながらその今まで再任用であったところが、最終的には65歳まで延長になりますので、再任用という言葉が暫定再任用になったということで、まあそういった所の制度が変わってくるということでございます。ただ制度設計上そういったことで、例えば職員に不利益がということはないという風に考えております。以上でございます。

議長（岡本光君）

江村議員。

江村淳君

はい。再質問させていただきます。今職員への影響はまあないだろうということでした。やはりあの気になるのは働き甲斐ですとか、モチベーションとかそういうのが削がれることがないように、まあ願いたいという風に思います。

職員数は先程の決算でもありましたが、職員数が減少傾向であったり、直近5年位はほぼ横ばいかなと思いますが、まあなかなか苦労されながら職務を全うされていると理解をしております。それでは定年年齢の延長を移行する期間に、これに関わる職員は何人おられるのかお聞きをいたします。

議長（岡本光君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。まあ移行期間に限ってということでございますので、その移行期間の間に私共の職員で定年時期を迎える職員、これにつきましては各年度合わせますと9人でございます。以上でございます。

議長（岡本光君）

江村議員。

江村淳君

あの対象となる移行期間中の対象の職員は9人ということでお聞きしました。それでは最後に要望させていただきます。定年延長という期間というのは、2歳ずつ5年、5回ですから10年ということになります。

まあ職員に混乱が起こったり不利益とならないように配慮していただきたいという風に思います。また長年の専門職の知識や経験を生かして、職務が遂行出来るようにご配慮いただきますよう重ねてお願い申し上げまして、質疑を終わります。

議長（岡本光君）

他に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第7号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案どおり可決することに決しました。

監査委員選任の前に暫時休憩いたします。

（休 憩） 14：48

（再 開） 14：50

議長（岡本光君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12、議案第8号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。それでは説明に入らせていただく前に恐れ入りますが、議案書の15ページをお開き願います。こちら氏名、生年月日、住所欄が空欄がございますので、恐れ入りますがご記入をお願いいたします。先ず氏名は大木留美議員、生年月日は昭和39年11月生まれでございます。ご住所は柏原市雁多尾畑にお住まいでございます。ご記入いただけましたでしょうか。

それでは改めましてご説明申し上げます。議案第8号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。令和4年11月11日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

氏名は大木留美議員でございます。生年月日は昭和39年11月生まれ。住所は柏原市雁多尾畑にお住まいでございます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（岡本光君）

今名前が挙がっております大木留美議員の除斥を求めます。

（除 斥）

議長（岡本光君）

お諮りいたします。

ただ今議題となっております、監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第8号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決しました。

大木留美議員の除斥を解きます。

請願審議の前に暫時休憩いたします。

（休 憩） 14：53

（再 開） 14：54

議長（岡本光君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第13、請願第1号、クリーンピア21の存続を求める請願書についてを議題といたします。請願書の趣旨について説明願います。

瀬川覚議員。

瀬川覚君

はい。令和4年柏羽藤環境事業組合第2回定例会、提出資料及び議案書の17ページをお願いいたします。

請願第1号、件名クリーンピア21の存続を求める請願書になっております。請願趣旨並びに請願項目について、読み上げさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

請願趣旨、クリーンピア21は環境事業組合議会議員への説明以後短期間で、しかも利用者、市民には全く知らされないまま令和4年2月2日に閉館を前提とした予算が決められました。存続を求める会は、要望署名を短期間で5,853筆集め、各市長、議員への要請も行ってきました。しかし、説明会や公聴会も開催することなく5月30日、令和5年3月31日をもって廃止する条例が可決されました。

廃止の決定後も、利用者、市民からは諦めきれない、これからどうしたら良いのか、ここに代わる施設はないなど連日存続を求める声が上がっています。大人から子どもまで家族ぐるみで利用され、高齢者、障害者、病後のリハビリにとっても必要であり、他市、他県にもない施設です。営利目的でなく、大切な市民の税金から3市が支出している健康増進のための公共施設です。

私たち市民の会は、3市に対して存続を求める請願書を提出し、9月の各議会で審議されました。結果は不採択となりましたが、多くの議員から説明会をやるべきではないか、市議会では審議出来ないが組合議会へ請願はしているのかなどの意見が出ています。

以上、利用者、市民の切実な声や各市議会の意見などの趣旨から、請願署名を添えて下記事項を請願します。以上が請願趣旨になります。

請願項目は3つございます。1、クリーンピア21の廃止条例を再審議し、1年でも長い存続を求めます。2、継続のための必要修繕費、特に開閉屋根関係の再検討を行うこと。3、市民、利用者へ説明会や公聴会を開くこと。以上が請願項目、請願趣旨となっております。是非ご検討よろしくお願いいたしま

す。

議長（岡本光君）

よろしいですか。

瀬川覚君

はい。

議長（岡本光君）

趣旨についての説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

乾議員。

乾一君

請願される皆さんのご意思は十分尊重させていただきたいと思います。今まで利用されてきた方も、先程紹介者の方から健康増進という形で本当に寄与してきたなと思っております。ただその中でですね、やはり我々議会人にとりましては一事不再議という形で一旦これは議決になりました。先程の決算認定も一応可決になりました。そういう意味におきまして今回またこういう形で出してこられる、そして紹介議員の話の中にもありましたように、3市、藤井寺、羽曳野、柏原いずれも請願を提出され、これも不採択になっております。

そういう中でこの建物、クリーンピアにある建物もですね、私はあの広っぱの時からこの場所を見てきましたが、将来やはりこの焼却炉の建て替えの立地ではないかという形のような話を聞き、また自分も環境事業組合議員になって自覚して参りまして、その中でこの建物も出来た当初は本当に素晴らしい、3市の皆さんの要望にも十分応えられる場所であり、宴会場もあり、食事する場所もあり、そして喫茶店もあり本当に素晴らしい建物であった、施設であったと思います。

しかし、今現状はプールのみになってしましまして、まあフィットネスが一部あるという形で、本当に維持管理にとっても難しい、またやはり3市の財政問題、これと少子化の問題、それから公共施設のマネジメントの問題、こういう観点から考えますと逆に税金の公平性から、まあそれはもちろん使われる皆さんの意思も十分、先程も申し上げましたが尊重いたしますが、やはり決断と判断は大切な問題だと思っております。そういう意味で我々は、まあ管理者はそういう判断を下され、我々はその議案に対して結論を出していく立場であります。

そういう中におきまして、まあ我々は廃止はやむを得ないという形の判断を下させていただきました。そういう中で瀬川議員が敢えてこういう形でまた請願を出してこられる、これはもちろん権利がありますので、それを否定する訳ではございませんが、その辺の意思をお聞きしたいと思います。

議長（岡本光君）

瀬川議員。

瀬川覚君

そうですね1つ1つ言うと長くなりますが、1つ1つ言わせていただきますね。

先ず決算認定も可決され3市でも否決されていると、請願がね。まあその基で出されたものに対して、何故紹介議員とするのかということですが、それはもちろんここに書かれていることが市民の声として妥当だと判断したからであります。

次に将来建て替えの場所になっているということなんですが、その建て替えの時期については、この間の議論でまだ決まっていないと、しかもまだ10年はまだ続けるということですので、この場所で、失礼しました、クリーンピア21の場所です、まだ5、6年は、つまり次の更新のその5年間、委託する5年間の時期も場所としては使えるということが、むしろ逆に明らかになってきたのが、この間の議論ではなかったかと思えます。

それから3点目、素晴らしい施設であったが、様々なその不具合が生じてきていると、まあプールとフィットネスだけになっているということですが、正にそのプール、フィットネスについて請願が挙がってきているものと認識して

おります。

4点目ですかね少子化に関して言いますと、その確かに少子化というのはもう3市だけではですねどうしようもない問題で、日本全体の大きな課題でありますから、まあその中でリサイズと言いますか需要に合ったものに変更していく必要性というのは、当然出てくるかと思えます。しかもこのコロナ禍の中でね様々な施設が窮地に立っていると、民間、公営問わずね、それは事実であります。

ただその中でもですね利用者で見ますと、令和元年度79,000人いたと、その内高齢者、障がい者が18,000人と逆に増加傾向にあるということを見てですね、非常に大きな役割を果たしている施設ではなかったかということは、数字から見ても逆に分かるのではないかなと思えます。

それから5点目。まあ公共施設のマネジメントという考え方については、それ自体はそうですが、この施設についてどうなのかということは個々に検討する問題だと考えます。

それで、6点目に関しては決断と判断と、正にその決断と判断について異議を持っているからこそ、この署名の紹介議員となったものであります。

公平性という観点で言いますと、この公平性という観点は非常にその曖昧な観点でして、そもそもここはその3市で運営しています施設でね、健康増進の為の施設になっておりますことから、それを利用される方、利用されていない方ということで差が出てくるということで言うと、まあ公平性の観点ではなくなってきてしまうんですが、そんなことよりもね、どんな施設でもそうなるかと思うんですよね。

まさか例えば消防車を呼ぶ時に火事になったから火事を起こした者の責任だから、消防車を呼んだらその人に負担をしようとか、救急車を呼んだら利用者負担にしようとか、そういうことはないはずでね、そんなことはないはずで、それを考えたらまあ公平性というのを当てはめるのはどうかという風に思います。

乾一君

もう良いですので。

瀬川覚君

よろしいですか、はい。

議長（岡本光君）

乾議員。

乾一君

何か質問した方が何か良い反論の機会を与えて、これも寧ろ感謝してもらわなあかなと思うんですけれども、あの10年前とか5年前とかいうようなことは僕はそんな聞いた覚えも無いし、やはりもう近々にこの場所は将来焼却場の建て替えに必要でないかという、そういう意思で僕は環境事業組合議員をやらせていただいていたんですが、そういうのは聞いた覚えが無いですし、まあ公平性の観点というのは、やはりこれは捉え方の問題だと思いますので、まあそういう意味におきまして、今言いましたことはまあ大変色々しゃべっていただく機会を寧ろ与えたのかなと思っております。以上でございます。

議長（岡本光君）

他に質疑はございませんか。

江村議員。

江村淳君

質疑をさせていただきます。まあ率直に言いまして私はこの請願の中身に賛同する者です。特に請願の趣旨にもですね、最初にありますが環境事業組合議会議員に短期間で説明があつて以降ということでね書かれておりますが、私も正に環境事業組合の議員に昨年10月5日に選ばれて、その日のうちにまあその日の午後でしたが、クリーンピアの存廃を含めた財政状況についての説明を受けました。言わば議員となって初仕事がクリーンピアの問題でした。何故こんな大事な問題を新人議員に突きつけるのかという思いもありました。何故こんなに早く廃止をしたのかということも納得がいきませんでした。

それで先程も令和元年、2年とまあ2,500万円、雨漏り工事の計画があつて緊急に行われた後、工事をしようということが言われていたという風に思います。まあ令和2年度や3年度にも保守点検の際には、屋根の改修工事は避けられないと繰り返し指摘されていたこともありました。そして先程も議論が分かりにくかつたとは思いますが、貰った資料がこの屋根の開閉工事の資料もありました。まあこの中では4項目開閉屋根と名目した工事が4件ありますが、まあそれが9,600万円余りということも明らかになりました。そういった工事を進めようとしてきたものが、一変して令和3年6月2日の管理者会議以降、大規模改修の方向から急に閉館、廃止へと動いたということでした。しかもクリーンピアとごみ焼却施設を入れ替える計画もないまま、先行してクリーンピアを廃止したということだと思えます。

ここ数年の経過を考えると問題が沢山あり、特に知らされていない利用者、市民が納得いかないというのは、当然だと感じております。そこで紹介議員の瀬川議員にお尋ねいたします。まあ紹介議員となられた理由について4点お聞かせをいただきたいと思えます。

1点目は、瀬川議員は請願の趣旨をどのように受け止められたのかということをお聞きしたいと思います。

2点目は、請願項目1の1年でも長い存続を求めることは可能と考えておられるのか伺います。この辺はちょっと先程のあれと重なるかも知れませんがお願いいたします。

3点目は、請願項目2の開閉屋根の修繕費用についてです。先程瀬川議員の決算質疑とも関わると思えますが、考えを改めてお聞かせ下さい。

4点目は説明会や公聴会の開催についてです。クリーンピアの存続、廃止という大事な判断を市民や利用者聞くべきだと、最初に主張されたのは瀬川議員だったと記憶をしております。まあ必要性などどのようにお考えなのかお聞かせ下さい。

議長（岡本光君）

瀬川議員。

瀬川覚君

はい。まあ請願趣旨に関しましては、正にこの書かれてある通りだと思いま

す。あの3市の市民の皆さんで、まあ構成市3市でね負担をしている大切なクリーンピア21になります。これについてですね組合議会議員としても、そのきちんと市民の声を聞いてその上で判断をするという過程がですね、当然必要ではなかったかという思いが、ずっとまあ根底にあります。それは恐らく皆さんの中にもあったと、あるということは信じております。

そのこれまでの質疑の中で明らかになったように、本当に11月の正式な全員協議会の後、3カ月少し後の2月の予算議会までの短期間の間に、私達が公にじゃあ市民の声をどれだけ聞けたのかということをしてですね、本当に組合議会議員の皆様にあつかれましては考えていただきたいと思っております。こうしたことが2月で実質廃止の予算が決まり、3月には各市の構成市3市で、それを前提とした分担金が入った予算が可決され、でもなお市民の方から5,000筆を超える署名がね集められたという経緯自体がね、そのことを物語っているという風に思うんです。

しかもこのように組合議会の中で、それを経てなお廃止条例が決まってもなお、やっぱりおかしいんじゃないかという声が上がっている、まあこれをやはり組合議会としてはですね、まあ確かに先程議員の先生から最初にご指摘があったように、これまで色々議論して組合議会としても決めてきたことを、議会人として受けることについてのご質問があったかと思うんですけれども、やはり根底は市民が決めることだということが根底にあると、そこを判断基準にして是非今一度、考えていただきたいということを訴えたいという想いもあり紹介議員と、この請願趣旨に賛同させていただいている所であります。

2点目のクリーンピア21の廃止条例を再審議し、1年でも長い存続を求めるということについて言いますと、事実上ですね私共の立場としては工事をしっかりしてね、この場所があと5年は少なくとも使えるのであるんだから、ちゃんとその間は運営すべきだという立場でありますので、1日でも長い存続は事実上可能だという立場から、この請願項目に賛同している所であります。

3つ目の継続の為の必要修繕費、特に開閉屋根関係についての再検討につきましてはですね、これについては確かに開閉屋根で挙げられているものについても、まあ必ずしなければならないものということは聞いております。但しですねその運営時期に関連してですね、まあどういった可能な工事というものが、その工事の中身も含めてですね、検討する価値はあるという風に考えております。まあそれもこれも存続することを前提にじゃないと検討はされないとは思いますが、まあ技術的な問題として再検討は可能だという、価値はあるとその指摘もされている市民の皆さんの声、あの情報がね余り無い中でその中でも市民の皆さん自らが、その考えて訴えておられることに対して耳を傾けるのが、それこそがまたね議会の役割ではないかという風に思います。

4つ目については、これはあの異論ある方はいらっしゃらないと、本当に信じたいですが市民、利用者への説明会や公聴会と、これはね本当に開かないというのにはあり得ないと思うんですよね。これだけ長年使ってきた施設を廃止することに関連してですよ、本当はその前に決定する前に、意思決定の前に聞くのが当たり前のことだと思うんですけれども、パブコメすら出来ていない状況で、こういうことが未だに決まってもなお、未だに説明会も開けていないというのは、異常事態ではないかという風に言わざるを得ないと思うんです。まあそういったことも含めまして、4については立場の違いを超えて是非求めていきたいという風に思います。以上です。

議長（岡本光君）

江村議員。

江村淳君

再質疑させていただきます。まああの請願項目、請願の趣旨に関わって瀬川議員からの想いも語っていただきました。やはり工事をするということが可能であり、是非ともやりたいという風に思います。

それでやはり、あの一番その私が請願の趣旨に賛同するのはですね、最後4点目で聞きましたが説明会、公聴会という所だという風に思います。これこそが一番請願を採択すべきだと、妥当性があるという風に思う部分です。

この間私もクリーンピアの利用者、まあ現地にも行きまして声もお聞きしました。本当に切実な想いが語られています。この間議員は何をしてたんだと、もっと議論をせんとあかんやないかとお叱りも受けました。本当にこう切実な足腰が弱ってたのが、週に1回通ってもう10年位通っていると、本当にそれが良くなって健康になれたと、友達が出来たとかという声も寄せられています。顔見知りになったという方もおられました。名前は知らないけれども、そういう交流の場にもなっているということも言われていました。本当にあの市民や利用者の大事な所になっていると、まあ健康増進施設としての役割が大きくなっていくんじゃないかなという風に思います。同時にクリーンピアに対する想い、愛情と言っても良いと思います。その深さも実感するものとなりました。もしあの瀬川議員もですね、そういう市民の声を聞いておられたら、是非紹介をしていただけたらなという風に思います。

議長（岡本光君）

瀬川議員。

瀬川覚君

まあ今、市民の声を聞かれていたらということなのですが、本当に沢山の声をお聞きしています。つい先日もですね、利用者の皆さんに声掛けをしていただけませんかというようなお話を会員の方にした所、まあ翌日であったにも関わらず、その20名以上の方が来ていただいて色々な話をお聞きすることになりました。

あのこれは何度もこの組合議会でもご紹介させていただいてますが、変形性の膝関節炎などで杖をついて歩いていたが、通うことで痛みが和らいできたといった方、またもう20年以上使っていると、ここが無くなったらどうするんだという声、また或いは羽曳野のある介護予防施設に於かれましては、市にですね介護予防の事業として歩行プールの利用なんかをねしている、こちらの施設さんが市に、あの社協で推薦されるというようなことがあるんですが、このプールが無くなったら何処に行けと言うんだらうかと、正にこの歩行プールというのは近隣市で見てもですねまあ無い施設なんですよ、まあ本当にそういったものになっております。

そういったことを考えましても、非常にそのこの施設の重要性というのはあるかと思うんです。それは市民の声でもあると共に、正にこの3市で運営してきた、2021年までねクリーンピア21の方で宣伝しているこの宣伝の管理者のご挨拶の中にもですね、健康増進、市民相互の触れ合い、コミュニケーション作りの場としてオープン以来、老若男女を問わず多くの市民の皆様にご利用いただいております。歩行プール、ジャグジープールが好評でリハビリテーションの場としてもご活用いただいております、健康増進に大いに役立っているものと確信いたしておりますとっておる訳です。まあこの歩行プールについては、今申し上げましたように公立、民間問わず近隣の施設で類似する施設はございません。

まあそういった非常に重要な役割を果たしているということと同時に、これはあの市民の声として、あの私達の声じゃなくて市民の声としてあるので、言葉はきついものはありますが、例えば福祉施設で金儲けをしようとはどういう

ことだと、まあ別に金儲けをしようということを書いてらっしゃる方はいらっ  
しゃらないのかも知れませんが、要するに赤字だから云々とかね、お金が掛か  
るからどうとかね。

議長（岡本光君）

瀬川議員。もうちょっと端的に答えて下さい。あの一部だけで結構ですので。

瀬川覚君

はい。分かりました。正にそうした声もあるということです。以上です。

議長（岡本光君）

江村議員。

江村淳君

要望で良いですか。

議長（岡本光君）

はい。どうぞ。

江村淳君

まあ是非クリーンピアの役割の大きさ、これはまあ市民の願いの大きさ、愛  
情の深さというのは伝わってきたと思います。私達もしっかり受け止めたいと  
思います。是非請願の、あの願意を受け止めて請願の採択に力を尽くしたいと  
いうことを申し上げまして、質疑を終わります。

議長（岡本光君）

他にございませんか。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

ここで討論はございませんか。

田仲議員。

田仲基一君

羽曳野市の田仲でございます。ただ今上程されておりますクリーンピア21の存続を求める請願書につきまして、採択すべきとの立場で討論いたします。理由は今の3点です。

1点目は柏原、藤井寺、羽曳野3市の市民の健康維持、疾病予防、機能回復訓練の為の重要な施設の廃止の是非について、未だ客観的且つ十分な審議が成されているとは言えないという点です。

管理者側からは廃止の理由として、施設の大規模改修、主に屋根の開閉設備の改修費用の負担を挙げられておりました。以前本議場で他の組合議会議員から、その点につき屋根を閉じた状態での運用は出来ないのかの質問に対し、室内気温が上昇し市民が安全に使用出来ないとの答弁が組合議会においてありましたが、利用者から聞く所、頻繁にプールを利用される多くの方ですら、1年を通じてプール施設の屋根が解放されている状態を見たことがないということです。利用者の市民の皆様のような疑念が誤解であり説明出来るものならすべきであり、そのために市民に向けて開かれた説明会や公聴会を実施すべきとしてきた、議会議員のもっともな意見は未だに無視されたまま採決に及んだことから、市民の皆さんは議会議員に対して請願という、これまでには無かった形をとらざるを得なかった状況を、私達議会議員は重く受け止めるべきだと思います。

理由の第2に、管理者側は利用者の減少を閉館理由に挙げておられますが、令和元年度と令和2年度の利用者数の比較では、令和元年が79,063人、令和2年は55,166人と確かに約3割減少しておりますが、組合事務局に確認した所、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発出により、クリーンピア21は令和2年度3月5日から5月の31日まで92日間休館、令和3年度1月14日から2月28日まで、午後8時までの時短営業となっていた

とのことですが。開館されていないのですから、利用したくても出来ません。結果、利用者が減少するのは当然のことです。コロナ禍により全ての公共施設の利用者数が大幅に減少したのが、年間のべ43,847人の市民が外出自粛要請の状況にも関わらず、クリーンピア21を利用し続けておられた事実が、如何に本施設が3市市民にとって健康維持になくてはならない、ご本人にとってはライフラインとも言える存在であったかを物語るものです。

利用者数が年々減少しているとされる理由は、施設にあるのではなく管理者側のPR不足、その必要性に対する気付き、認識不足が原因であるのではないのでしょうか。そのような管理者側の認識より、利用者である請願者側の認識の方が客観的に見て正しいとするのが、2点目の理由です。

次に3点目として、令和3年度をもって本施設を閉鎖するならば、その運用期間が余りにも短いという点を指摘せざるを得ません。本施設が供用開始されたのが平成10年、運用開始から僅か24年間での老朽化を理由にした閉鎖は、施設運用に対する計画性が余りに乏しく、供用開始後僅か24年間での閉鎖こそが、貴重な税の無駄遣いと言わざるを得ないという点です。今回の閉鎖の主な理由は、開閉屋根の改修費用負担とのことですが、そもそも稼働部位はその構造上、一定期間が来れば当然改修が必要であり、24年運用で改修を行うことは施設開設当初から、当然織り込まれるべきものと考えます。本施設は今回その改修の時期を迎えたものであり必要な改修を行い、せめて後10年、15年、本来の目的である焼却炉移設計画が立ち上がる時期まで運用を続ける努力を成すことが、行政としての最適解ではないのでしょうか。

皆様重々お分かりの通り、行政費用の効果は短期的に判断出来るものだけではありません。クリーンピア21の健康維持施設消滅のマイナス効果は、高齢社会が今後更に進む中、3市福祉医療への負担増、またシティプライドの劣化として重くのし掛かることのデメリットについて、未だまだ成されるべき議論が行われていないと考えます。

以上を理由として本請願は、市民の自然な願いとして採択すべきものとして討論を終了させていただきます。議員各位の皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

議長（岡本光君）

他に討論はございませんか。

國下議員。

國下尊央君

私は、クリーンピア21の存続を求める請願書に対して不採択の立場から意見を申し述べたいと思います。

まず、継続のための修理費の再検討については、令和4年度当初予算案の審議において、大規模修繕にかかる費用が計上されておらず、この点について、老朽化した施設の現状や今後必要とされる維持管理経費、利用者負担のありかたなどから、現実的にこれ以上市民の皆さんの税金を投入して、継続していくのは難しいのではないかとの意見から賛成多数で可決したものです。

次に、廃止条例の再審議につきましては、大規模改修の為の経費を予算化しないことから、クリーンピア21の閉館時期を市民の皆さんに周知する必要があることから廃止条例を可決した経緯があります。

最後に、市民、利用者への説明会や公聴会を開くことにつきましても、令和4年2月の予算案を可決した後、クリーンピア21の利用者の皆さんに向け館内にてその旨を掲示すると共に、ホームページなどでも構成市の市民のみなさんにも周知してきた所であります。

以上のことから、ごみ焼却の為に市民の税金を使うのではなく、温水プール施設を維持するための費用対効果の観点から、存続の実現の可能性についても低いと言わざるを得ません。これらの理由から本請願は不採択とすべきであると考えます。以上です。

議長（岡本光君）

他に討論はございませんか。

江村議員。

江村淳君

江村淳でございます。クリーンピア21の存続を求める請願の採択を求める立場から討論を行います。

請願の採択を求める理由の第1は、請願趣旨にありますように環境事業組合議員への説明以後、短期間の内に決められたということです。私自身の経験からも、やはり環境事業組合の議員が選ばれた直後から始まりました。昨年1

0月からです。正式に廃止の方向が提起されたのは、昨年11月10日のこの環境事業組合でした。それ以来、令和5年3月31日をもって閉館を前提とする予算の可決まで3カ月余り、さらに廃止条例を決めるまで7カ月余りと、本当に短期間でありました。余りにも急な判断、乱暴なやり方であったと考えます。

第2に、請願項目1の1年でも長い存続を求めますとの想いを強く受け止めるからです。そもそもごみ焼却施設の更新計画が無いまま、クリーンピア21を先行して廃止することが問題です。ごみ焼却施設の建て替えは10年から15年後と言われ、地域計画を決めた後、更新計画を策定すると、その中で代わりの土地としてクリーンピア21を整備をするというのは5、6年後です。しかしこれは仮定の話であります。何故クリーンピアだけを先行して閉館、廃止したのか説明はつきません。

また今年、令和4年5月の環境事業組合議会では営業している今年度、開閉屋根の運用状況や気温など調査するよう望む意見がありました。また請願されているクリーンピア21の存続を求める市民の会の皆さんなどは、利用しながら開閉屋根を稼働させることなどを確認し、屋内外の気温など実態を聞き取りなどもされてきました。そういう検証を行えば、引き続き継続使用する可能性が出てくるのではないかと、一年でも長い存続をとの願いは実現可能だと考えます。

第3に、請願項目2に関わって開閉屋根の改修に関わる費用を計上することです。先程の決算審査でも明らかなように、クリーンピア21は令和元年、令和2年度と2、500万円かけて緊急の雨漏り工事を行いました。続いて開閉屋根の大規模改修を予定しておりました。このお金は約1億円です。こういう計画がありながら、急激に急速に昨年6月の管理者、副管理者の会議で方向を変えたということがありました。この計画の修理を行って、利用出来るようにするという事は可能だという風に考えます。1億円のお金とまた費用が40億円かかると、この23年間の間に40億円かかっているということが言われました。それから見れば1億円というお金は、確かに大きいお金ではありません。小さいお金ではありませんが、大きいとも、そんなに法外なお金だとも思われません。やはり屋根の改修費用を計上して、改修すべきだという風に考えます。

第4は、請願項目3に関わる理由です。何と言っても昨年の11月以来、市民や利用者の意見を全く聞いてこなかったと、これが最大の理由であります。この1年間開閉の予算や廃止条例が可決したこと、この結果だけを館内の張り紙やホームページでお知らせすると、これだけで市民からの意見は一切聞くことがありませんでした。柏原では公共施設を開閉、そして存廃を決めるという

場合には、まちづくり基本条例で市民の意見を聞くことになっております。やはり柏原、羽曳野、藤井寺3市の共有の施設であるクリーンピアも、同じように意見を聞くべきだという風に思います。

クリーンピアは24年前にですね開館してから本当にその役割を、大事な役割を果たしてきたという風に思います。健康増進という点ではこの間、市民の皆さんからもお聞きしているように、何十年も通っている、週に3回、4回と通っておられる方もおられます。そういう人達の支えとなっています。また交流の場ともなっています。

これはその時の去年まで使っていたパンフレットですが、ここへ書かれているようなことは市民の皆さんが大いに実感をされている所です。この健康増進の施設、これはやっぱり税金だとか、費用対効果という風に代えられないという風に思います。健康の為に通っている、リハビリに通えば2千円かかるという人もおられました。それから考えれば、クリーンピアを利用することというのは、本当に安価で利用しやすいということも言われていました。この市民の願いをしっかりと受け止めることだと思います。

クリーンピア21の果たしている役割を確信をもって、そして市民からの受けている愛情と、これを実感して再びクリーンピア21を継続させる、存続させるということを強く願うものです。議員の皆さんのご賢察賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、私の請願採択の討論といたします。

議長（岡本光君）

他に討論はございませんか。

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

紹介議員の方は自席へお戻り下さい。

それでは起立により採決いたします。

本請願を採択すべきとする議員の起立を求めます。

（採択すべきとする者 起立）

議長（岡本光君）

はい。ご着席下さい。起立少数でございます。

よって請願第1号、クリーンピア21の存続を求める請願書については、不採択とすべきものと決しました。

これにて議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。これにて令和4年柏羽藤環境事業組合議会第2回定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

# 柏羽藤環境事業組合議会

議長 乾 一

---

新議長 岡本 光

---

## 会議録署名議員

4番 百谷 孝浩

---

5番 神田 和之

---